一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則

平成18年４月１日
一関地区広域行政組合規則第18号
改正　平成24年３月30日　規則第４号

（設置）

第１条　この規則は、一関地区広域行政組合介護保険条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第27号）第３条の規定により、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　協議会の所掌事項は次のとおりとする。

⑴　介護保険事業計画の策定及び推進に関して審議すること。

⑵　介護サービスの提供に関して審議すること。

⑶　介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の２第５項に規定する地域密着型サービスに関して審議すること。

⑷　法第54条の２第５項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額に関して審議すること。

⑸　法第78条の２第７項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定等に関して審議すること。

⑹　法第78条の４第５項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。

⑺　法第115条の12第５項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関して審議すること。

⑻　法第115条の14第５項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。

⑼　法第115条の46に規定する地域包括支援センターに関して審議すること。

⑽　前各号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営上必要と認める事項に関して審議すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

⑴　保健医療福祉の関係者

⑵　法第９条に規定する第１号被保険者及び第２号被保険者

⑶　各種団体等の関係者

⑷　学識経験を有する者

２　委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に、会長及び副会長１人を置き、委員の互選とする。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は、管理者が招集する。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第６条　第２条第３号から第８号までに掲げる事項について専門的調査及び研究を行うため、協議会に部会を置く。

２　部会に属する委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部に属する委員の互選とする。

４　部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を会長に報告する。

５　部会長は、必要に応じて部会を招集し、部会の議長となる。

６　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、介護保険課において処理する。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規則第４号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。